

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

今治市議会定例会（第 7 回）議案

今治市議会定例会（第7回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案121	令和2年度 今治市一般会計補正予算（第8号）	別 冊
議案122	令和2年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案123	令和2年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案124	令和2年度 今治市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案125	令和2年度 今治市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案126	令和2年度 今治市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案127	令和2年度 今治市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案128	今治市債権管理条例等の一部を改正する条例制定について	1
議案129	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	11
議案130	今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	15
議案131	四村団地4号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について	23
議案132	四村団地5号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について	25
議案133	財産の処分について（新都市整備事業用地）	27
議案134	今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルの指定管理	31
	者の指定について	
議案135	今治西部丘陵公園の指定管理者の指定について	35

今治市債権管理条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に準じ、所要の改正をしようとするもの。

今治市債権管理条例等の一部を改正する条例

(今治市債権管理条例の一部改正)

第1条 今治市債権管理条例(平成25年今治市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(今治市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 今治市後期高齢者医療に関する条例(平成20年今治市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(今治市介護保険条例の一部改正)

第3条 今治市介護保険条例(平成17年今治市条例第155号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(今治市道路占用料徴収条例の一部改正)

第4条 今治市道路占用料徴収条例(平成17年今治市条例第233号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下こ

の項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年今治市条例第252号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の各条例の附則の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第1条による今治市債権管理条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 (延滞金の特例の割合) 2 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合 _____</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。	附 則 (延滞金の特例の割合) 2 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 _____</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に _____</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

「参 考」

第2条による今治市後期高齢者医療に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合_____に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>

第3条による今治市介護保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 (延滞金の割合の特例) 第4条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合_____に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第4条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年<u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>

第4条による今治市道路占用料徴収条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>_____に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>

「参 考」

第5条による今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 5 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>_____に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>	附 則 5 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

今治市スポーツ振興基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市市民活動推進基金の項の次に次のように加える。

今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。
-------------	-----------------------------

別表第3 今治市市民活動推進基金の項の次に次のように加える。

今治市スポーツ振興基金	一般会計
-------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新	旧																										
別表第 1	別表第 1																										
積立基金	積立基金																										
<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市市民活動推進基金</td><td>市民活動推進の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市スポーツ振興基金</td><td>スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市港湾整備振興基金</td><td>港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	基金の目的			今治市市民活動推進基金	市民活動推進の資金に充てる。	今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。	今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。			<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市市民活動推進基金</td><td>市民活動推進の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市港湾整備振興基金</td><td>港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	基金の目的			今治市市民活動推進基金	市民活動推進の資金に充てる。					今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。		
基金の名称	基金の目的																										
今治市市民活動推進基金	市民活動推進の資金に充てる。																										
今治市スポーツ振興基金	スポーツ施設の整備及びスポーツ振興事業の資金に充てる。																										
今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。																										
基金の名称	基金の目的																										
今治市市民活動推進基金	市民活動推進の資金に充てる。																										
今治市港湾整備振興基金	港湾の整備振興及び市債償還等運営の資金に充てる。																										
別表第 3	別表第 3																										
<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>会計名</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市市民活動推進基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td>今治市スポーツ振興基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td>今治市港湾整備振興基金</td><td>港湾事業特別会計</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	会計名			今治市市民活動推進基金	一般会計	今治市スポーツ振興基金	一般会計	今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計			<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>会計名</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市市民活動推進基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市港湾整備振興基金</td><td>港湾事業特別会計</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	会計名			今治市市民活動推進基金	一般会計			今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計				
基金の名称	会計名																										
今治市市民活動推進基金	一般会計																										
今治市スポーツ振興基金	一般会計																										
今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計																										
基金の名称	会計名																										
今治市市民活動推進基金	一般会計																										
今治市港湾整備振興基金	港湾事業特別会計																										

今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例

今治市火災予防条例（平成17年今治市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに

面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の今治市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 19 -

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下
のもの及び消防長が認める延焼を防止
するための措置が講じられているものを
除く。）を屋外に設ける場合にあっては、
建築物から3メートル以上の距離を保つ
こと。ただし、不燃材料で造り、又は覆わ
れた外壁で開口部のないものに面すると
きは、この限りでない。

(2) ～ (4) 略

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と
電気自動車等との間で自
動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されて
いない場合には、充電を開始しない措置を
講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等
が確実に接続されていない場合
には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等
の接続部に電圧が印加されてい
る場合には、当該接続部が外れないように
する措置を講ずること。

(8) ～ (12) 略

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自
動車等に接続するための部分をいう。以下
この号において同じ。）について、操作に
伴う不時の落下を防止する措置を講ずる
こと。ただし、コネクターに十分な強度を
有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体
を用いるものにあっては、当該液体が漏れ

(1) ～ (3) 略

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と
電気を動力源とする自動車等との間で自
動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されて
いない場合には、充電を開始しない措置を
講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする
自動車等が確実に接続されていない場合
には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする
自動車等の接続部に電圧が印加されてい
る場合には、当該接続部が外れないように
する措置を講ずること。

(7) ～ (11) 略

た場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止さ

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

せること。

(17) ～ (18) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ～ (9) 略

(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下
下のものを除く。)

(11) ～ (14) 略

(15) 水素ガスを充填する気球

(13) ～ (14) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ～ (9) 略

(10) ～ (13) 略

(14) 水素ガスを充てんする気球

四村団地4号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について

四村団地4号棟建設工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 契約の目的 四村団地4号棟建設工事の内建家その他工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
四村団地4号棟建設工事の内建家その他工事	円 467,390,000	今治市南宝来町三丁目4番地の5 株式会社河上工務店 代表取締役 河 上 亮 一	契約発効の日から 令和4年1月14日 まで

4 仮契約締結年月日 令和2年11月2日

「参 考」

1 工事概要

市営住宅（30戸）建設工事 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 1,943.43㎡
外構工事 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
株式会社河上工務店	467,390,000 円
株式会社タニグチ	468,600,000
吉田建設株式会社	469,590,000

区 分	金 額
予定価格	469,612,000 円
調査基準価格	433,874,526

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

四村団地5号棟建設工事の内建家その他工事請負契約の締結について

四村団地5号棟建設工事の内建家その他工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 契約の目的 四村団地5号棟建設工事の内建家その他工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
四村団地5号棟建設工事の内建家その他工事	円 460,900,000	今治市延喜甲303番地8 株式会社タニグチ 代表取締役 谷 口 明	契約発効の日から 令和4年1月14日 まで

4 仮契約締結年月日 令和2年11月2日

「参 考」

1 工事概要

市営住宅（30戸）建設工事 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 1,948.05㎡
外構工事 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
株式会社タニグチ	460,900,000 円
株式会社河上工務店	462,000,000

区 分	金 額
予定価格	462,176,000 円
調査基準価格	427,050,624

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

財産の処分について（新都市整備事業用地）

次のとおり土地を売却する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 土地の所在、地目及び面積

所	在	今治市高橋ふれあいの丘3番
地	目	宅地
面	積	16,071.41平方メートル

2 売却の目的 新都市整備事業用地

3 契約の方法 一般競争入札

4 売却の相手方及び価格

今治市野間甲105番地
渦潮エンタープライズ株式会社
代表取締役 小田 雅人
270,000,000円

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

「参 考」

位 置 図

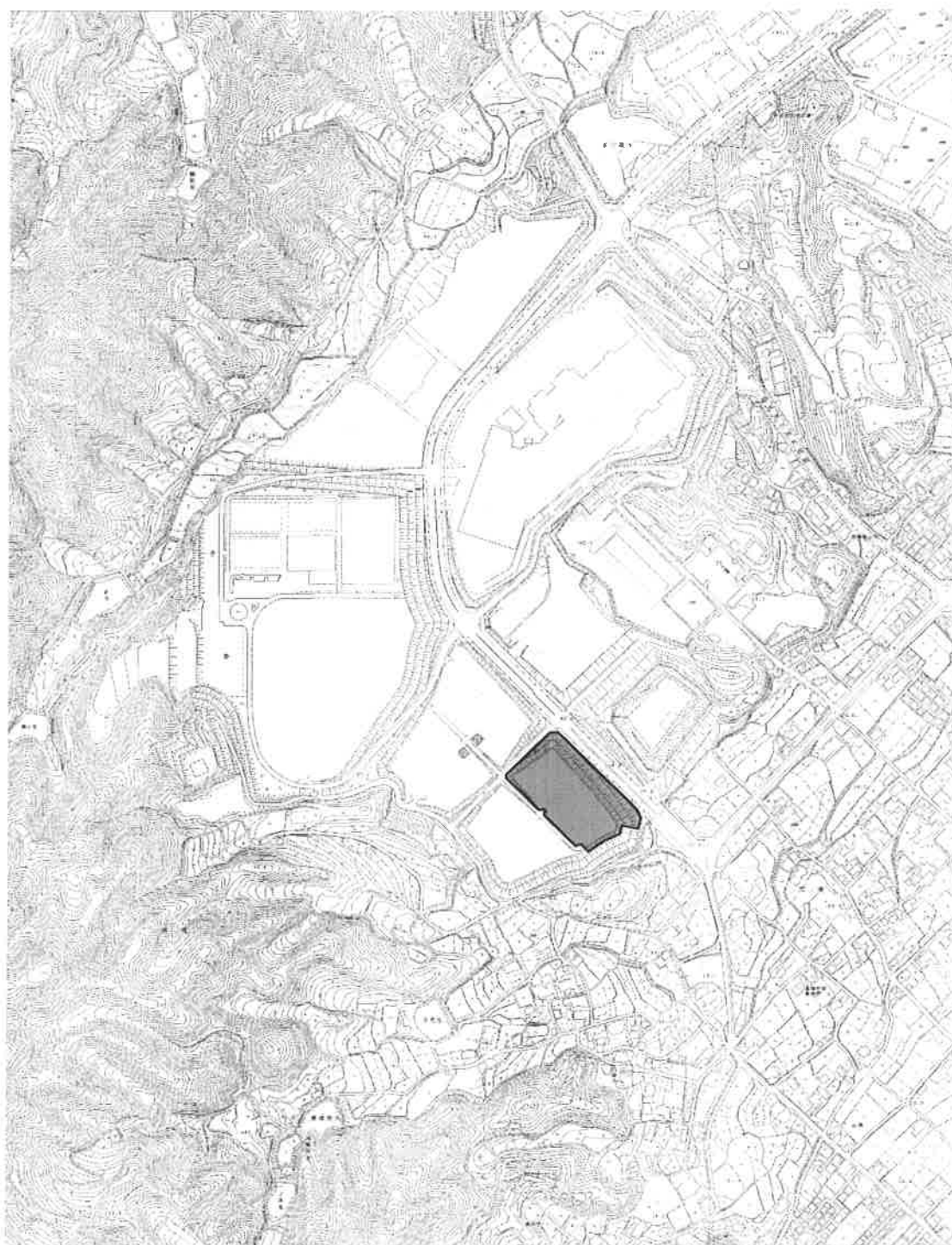


凡例



処分箇所

縮尺 1 : 10,000



今治市サイクリングターミナル及び今治市レンタサイクルの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治市サイクリングターミナル	今治市別宮町一丁目4番地1 一般財団法人今治勤労福祉事業団 理事長 越 智 博	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
今治市レンタサイクル		

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) サイクリングを活用した本市の観光振興策に対する高い整合性と柔軟性を有すること。
- (2) レンタサイクルの特殊な管理運営に対する高い順応性を有すること。
- (3) サイクリングターミナル及びレンタサイクルの堅実な管理運営実績を有すること。

3 利用料金制

不採用

4 指定管理料基準額（5年間）

728, 000, 000円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団体名	点数
一般財団法人今治勤労福祉事業団	119.7／143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

今治西部丘陵公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和2年12月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
今治西部丘陵公園	今治市延喜甲604番地1 株式会社今治・夢スポーツ 代表取締役 岡 田 武 史	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

「参 考」

1 選定方法

特命指定

2 特命指定の理由

- (1) 本市の環境教育活動に対する高い整合性と柔軟性を有すること。
- (2) 今治自然塾の運営理念を十分に理解しており、富良野自然塾との強固な連携が認められるので、インストラクター育成を当公園で行うことができること。
- (3) 市内外から注目を集めているF C今治の運営主体であり、地域資源を生かした誘客促進、情報発信力が向上すること。

3 利用料金制

採用

4 指定管理料基準額（5年間）

211,500,000円

5 申請団体名及び総合評価の点数

団 体 名	点 数
株式会社今治・夢スポーツ	111.1/143点

※点数は指定管理者選定審議会各委員の平均値

